

企業主導型保育事業における専門的財務監査の状況について (令和7年度結果)

目的

- 財務監査は、公認会計士などの専門的な知見・経験を有する者が、児童育成協会が策定する財務面の監査に特化した指導監査基準(専門的財務監査評価基準)に基づき、企業主導型保育施設において助成金の不正使用や不適切な会計処理などが行われていないかを明らかにすることを目的として実施する。

実施状況

- 専門的財務監査の実施施設： 3 5 0 施設
令和7年7月から実施。
 - ・設置法人所在地での監査：187施設
 - ・設置法人以外での監査：163施設(うち、保育施設での監査94施設、その他の施設69施設)
- 対象施設 令和6年度の立入調査(経理)において指摘があり、且つ3千万円以上の助成を受けている施設。

年度	実施施設数	文書指導施設数	口頭指導施設数
令和7年度	350施設	341施設 (97.4%)	261施設 (74.6%)
令和6年度	400施設	394施設 (98.5%)	296施設 (74.0%)

※専門的財務監査については、令和3年度より実施開始。
※指摘があった全ての施設において、改善報告書を提出済。

令和7年度主な文書指導(件数上位10件)

(評価基準の監査事項No.ごとの集計・新集計方式)

具体的な文書指導	R7年度件数 (割合)
①運営費の助成対象となっている経費に、職員や保護者からの実費徴収等の収入によって支払われた支出がある場合に、当該金額について収支 決算書の調整項目で支出の減算処理をしていない。	154 44.0%
②助成金(整備費及び運営費)で購入した有形固定資産について定期的な現物実査を行っていない、または、その証跡を適切に残していない。	127 36.3%
③積立資産の目的を明確にするとともに、具体的な支出計画(時期、金額支出内容等)が定められていない。	125 35.7%
④人件費以外の計上経費について、その勘定科目名だけでなく、その内容が運営費として計上するには不適切。	114 32.6%
④保育事業に関わる発注に関しての経理規程が定められていない。	114 32.6%
⑥一定金額以上の契約を行う場合に相見積もりを行っていない、または随意契約の場合の理由書が作成されていない。	106 30.3%
⑦帳簿の現金残高と実際現金の一致を確かめる現金実査を行っている形跡がない。	92 26.3%
⑧予算に対する実績を定期的に比較し、予実差異分析を行っていない。	79 22.6%
⑨人件費以外の計上経費について、計上額の根拠資料が確認できない。	65 18.6%
⑩収支計算書に本社費等の社内振替費用が計上されているが、本社費算定(按分)基準が明確に作成されていない、または承認されていない。	60 17.1%

令和7年度主な文書指導(件数上位10件)

(従来の集計方式)

具体的な文書指導	R7年度件数 (割合)	【参考】 R6年度件数 (割合)
①運営費完了報告の収支決算書に助成対象外の支出が計上されている。	222 (63.4%)	298 (74.5%)
②現金の管理（現金実査等）が適正でない。	166 (47.4%)	175 (43.8%)
③経費支出の計上額が不明確または誤っている。	160 (45.7%)	144 (36.0%)
④固定資産の現物実査が行こなわれていない。	127 (36.3%)	173 (43.3%)
⑤発注業務に関する規程または規定が定められていない。	114 (32.6%)	127 (31.8%)
⑥積立資産の管理が適正でない。	97 (27.7%)	78 (19.5%)
⑦保育事業の予算に対する実績管理の未実施または予算・実績管理帳表作成の不備がある。	82 (23.4%)	95 (23.8%)
⑧契約業務に関する規程または規定の内容に不備がある。	81 (23.1%)	75 (18.8%)
⑨保育事業に関わる経理規程が設定されていない、または内容に不備がある。	70 (20.0%)	139 (34.8%)
⑩親族、役員や関係会社との取引の適正性が確認できない。	61 (17.4%)	75 (18.8%)